		日	号外	ページ
四四二	特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）及びきはだ（インド洋協定海域））に関する令和四管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件	二二	56	七二
四四三	肥料の登録の有効期間を更新した件	二三	57	五五
四四四	肥料の名称の変更に係る届出があった件	二三	57	五八
四四五	肥料を登録した件	二三	57	五八
四四六	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に基づき特定母樹を指定した件	二四		四
四四七	ウリミバエ、ミカンコミバエ種群、クインスランドミバエ及びチチュウカイミバエの緊急防除実施基準	二四		五
四四八	コドリンガの緊急防除実施基準	二四		五
四四九	アリモドキゾウムシの緊急防除実施基準	二四		五
四五〇	イモゾウムシの緊急防除実施基準	二四		六
四五一	火傷病菌の緊急防除実施基準	二四		六
四五二	カンキツグリーニング病菌の緊急防除実施基準	二四		六
四五三	令和五年産の麦に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件	二四		七
四五四	肥料の登録の有効期間を更新した件	二四	59	四三
四五五	肥料の登録が失効した件	二四	59	四六
四五六	肥料を登録した件	二四	59	四六
四五七	特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）及びきはだ（インド洋協定海域））に関する令和四管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件	二四	59	四七
四五八―四六二	保安林の指定施業要件を変更する件	二七		八
四六三	漁業災害補償法第百十二条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準共済掛金率を定める等の件の一部を改正する件	二七	60	一〇九
四六四	漁業災害補償法第百二十二条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準共済掛金率を定める等の件の一部を改正する件	二七	60	一〇五
四六五	漁業災害補償法第百二十五条の十第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準共済掛金率を定める等の件の一部を改正する件	二七	60	一一三
四六六	漁業災害補償法第百三十三条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める純共済掛金率の基準となる率を定める等の件の一部を改正する件	二七	60	一二五
四六七	漁業災害補償法第百四十条第二項の規定に基づき漁獲共済に係る同条第一項第一号の団体責任分担共済金額及び特別団体責任分担共済金額の算定の方法を定める等の件の一部を改正する件	二七	60	一二六
四六八	漁業災害補償法第百四十条第二項の規定に基づき養殖共済に係る同条第一項第一号の団体責任分担共済金額及び特別団体責任分担共済金額の算定の方法を定める等の件の一部を改正する件	二七	60	一二七
四六九	漁業災害補償法第百四十条第二項の規定に基づき特定養殖共済に係る同条第一項第一号の団体責任分担共済金額及び特別団体責任分担共済金額の算定の方法を定める等の件の一部を改正する件	二七	60	一二九
四七〇	漁業災害補償法第百四十七条の五第二項の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第一号から第五号までに掲げる漁業についての保険区分に係る同法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定の方法を定める等の件の一部を改正する件	二七	60	一三〇
四七一	漁業災害補償法第百四十七条の五第二項の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第六号から第八号までに掲げる養殖業についての保険区分に係る同法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定の方法を定める等の件の一部を改正する件	二七	60	一三三
四七二	漁業災害補償法第百四十七条の五第二項の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第九号から第十一号までに掲げる特定養殖業についての保険区分に係る同法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定の方法を定める等の件の一部を改正する件	二七	60	一三三
四七三	漁業災害補償法第百四十七条の五第二項の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項の漁業施設共済についての保険区分に係る同法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定の方法を定める件の一部を改正する件	二七	60	一三三
四七四	漁業災害補償法第百四十七条の六の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第一号から第五号までに掲げる漁業についての保険区分に係る政府の保険料の金額の算定の方法を定める等の件の一部を改正する件	二七	60	一三三